

インボイス対策セミナー&相談会

青森県よろず支援拠点では、令和5年10月より施行される消費税の仕入控除の方式であるインボイス制度(適格請求書等保存方式)について、インボイス制度とは?、課税事業者・免税事業者の対応について、などを詳しく説明するセミナーを開催します。また、セミナー後、相談会も開催いたします。

1. 開催日	①弘前会場	令和4年7月11日(月)	13:30~17:00
	②八戸会場	令和4年7月12日(火)	13:30~17:00
	③青森会場	令和4年7月13日(水)	13:30~17:00

2. 開催場所	①弘前会場	弘前商工会議所 2階 201室及び202室 (弘前市上鞆師町18番地1)
	②八戸会場	八戸商工会議所 3階 会議室1 (八戸市堀端町2-3)
	③青森会場	アスパム 6階 八甲田 (青森市安方1丁目1番40号)

3. 対象者 小規模事業者、中小企業者

4. 参加定員 各会場40名程度 ※定員に達し次第締め切らせていただきます

申込期限 令和4年7月8日(金)
※裏面の申込書をMail又はFAX等により問合せ先までお送りください

5. 内容

1. 開会
2. 講演(90分) ※講演終了後質疑応答の時間を設けています

消費税インボイス制度対応のポイント

~令和5年10月に迫るインボイス制度に対応するための準備はできていますか?~

講師: 三上 広美 (三上公認会計士事務所・税理士事務所副所長)

※講師プロフィールは裏面をごらんください

3. 施策紹介(20分)

青森県よろず支援拠点、21あおり産業総合支援センターの支援施策や補助金等を紹介します

~休憩(10分)~

4. 個別相談会(80分)

※休憩終了後、個別相談申し込みをされた方に対して申し込み順で4社対応いたします
なお、個別の税務相談には対応できかねます。インボイス及び各種経営課題に関する相談に対応させていただきます。

6. 問合せ先



青森県よろず支援拠点((公財)21あおり産業総合支援センター) (担当:八戸、石岡)

〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階 URL <https://www.21aomori.or.jp/yorozu/>

TEL 017-721-3787 FAX 017-721-2514 E-mail aomori_yorozu2606@21aomori.or.jp

青森県よろず支援拠点

「インボイス対策セミナー&相談会」申込書

企業名・事業者名			
TEL		FAX	
E-Mail ※任意：連絡担当者			
参加者	役職名		お名前
	役職名		お名前
参加会場	青森会場 ・ 弘前会場 ・ 八戸会場 ※参加希望会場に○をお願いします		
個別相談申込	希望する ・ 希望しない ※該当項目を○で囲んでください		

(相談内容を記入してください)

【講師紹介】



三上 広美 (みかみ ひろみ) 氏

◎茨城県出身。大学卒業後、東京都内の企業で総務・経理部長を経験。

◎青森に移住後、三上公認会計事務所・税理士事務所に副所長として勤務。主として公益法人、医療・福祉、相続税分野を担当。1997年税理士登録。

◎女性税理士で組織する全国女性税理士連盟の東日本支部長を経て、2020年より全国女性税理士連盟会長となる。

(主な著書・論文)

- ・「令和3年版地方税Q&A」全国女性税理士連盟編 大蔵財務協会
- ・「コロナ禍1年変革期における<業種別>個人事業者の確定申告対応 (旅館・民宿業) 月間税理2021年2月号 ぎょうせい
- ・「業種別 急激な価格高騰に伴う経営・税務の対応 (飲食・サービス業) 月間税理2008年7月号 ぎょうせい